

募集要領

1 件名

松前町立中学校水泳指導業務

2 概要及び目的

この要領は、松前町立中学校の保健体育科における水泳指導等を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的とし、民間の優れた想像力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、業者から企画提案を求めるものである。ただし、令和8年松前町議会第1回定例会で議会の議決が得られない場合は、施行を中止する。

3 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

松前町教育委員会が指定する場所

6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 提案限度価格

8,580,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度価格を超える提案については、無効とする。

8 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 参加表明書の提出期限（令和8年2月20日（金））までに令和7・8年度

松前町入札参加資格審査申請書を提出済みであること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 小・中学生を対象としたスイミングスクールを運営していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしておらず及び同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされておらず並びに民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしておらず及び同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。
- (7) 国税及び松前町税を滞納していないこと。
- (8) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。

9 評価基準

評価基準書（別紙2）のとおり

10 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高いものを優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高いものから順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (4) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば交渉権者とする。
- (5) 選考結果は、参加者全てに通知する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては、受け付けない。
- (6) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき町長が決定する。

11 選考委員会の構成

選考委員会は、町職員及び教諭等の計7名で構成する。

12 募集要領等に関する質問・回答

- (1) 受付期限

令和8年2月13日（金）17：15<必着>

(2) 受付方法

質問がある参加者は、質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭によるものも含め、質問書以外で提出された質問に対しては、一切回答しない。また、期限後の質問については、仕様書の誤りなど発注者側に責めのあるものの訂正を除いて、一切回答しない。

松前町教育委員会学校教育課学校教育係

E-mail : 412gkyoiku@town.masaki.ehime.jp

※電子メールの件名を「水泳指導業務質問」とすること。

(3) 回答方法

令和8年2月18日（水）までに質問者に電子メールで回答とともに、松前町ホームページで公表する。ただし、質問の内容によってプロポーザルによる契約候補者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

13 参加表明書の作成及び提出

(1) 提出期限

令和8年2月20日（金）17：15<必着>

(2) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(3) 提出場所

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場4階 教育委員会学校教育課学校教育係

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参する場合は、開庁日の8：30から17：15までの間に持参すること。

郵送する場合は、期限必着とする。

(5) 説明会

参加に関する説明会は、行わないものとする。質問がある場合には、「募集要領等に関する質問・回答」を参照のこと。

14 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年2月27日（金）17：15<必着>

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 仕様書の内容に基づき、業務に関する具体的な提案、スケジュールを簡潔に整理すること。

(イ) A4判（長辺とじ）とし、40ページ以内で作成すること。

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 業務執行体制（様式第4号）

エ 見積書（任意様式）

水泳指導業務に係る費用を記載すること（消費税及び地方消費税を含む。）。なお、積算内訳等を添付すること。

(3) 提出場所

13(3)と同じ

(4) 提出部数

正本1部、副本7部（複写可）

(5) 提出方法

13(4)と同じ

(6) 提案制限

1者につき1件とする。

15 プロポーザル審査の実施

(1) 実施日時 令和8年3月10日（火）

(2) 実施場所 別途通知

(3) 実施時間 1者につき45分程度 プレゼンテーション30分程度
ヒアリング 15分程度

※準備・撤収は審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者 ①1者につき5名までとする。

②業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

(5) その他 液晶モニター及びHDMI端子は松前町が用意し、その他の必要となる機材は参加者が用意する。

16 スケジュール

項目	日 程
公募開始	令和8年2月6日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月13日（金）
質問に対する回答	令和8年2月18日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年2月20日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年2月27日（金）

プロポーザル審査実施通知	令和8年3月2日（月）
プロポーザル審査	令和8年3月10日（火）
審査結果通知	令和8年3月下旬
契約締結	令和8年4月1日（水）

※日程は、変更になる場合がある。

17 失格事項

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出期限等を守らなかった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル審査に応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合
- (9) 審査後に契約内容を協議する段階において、提案した機能要件等に虚偽があることが判明した場合

18 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったもの又はプレゼンテーションによる説明は、この限りではない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、参加資格の確認及び契約予定事業者の選定以外の目的には使用しない。
- (5) プロポーザル審査により選考を行うが、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、契約に係る具体的な内容及び金額は、協議の上で決定する。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、プロポーザルに参加することができない。
- (7) 受託者は、発注者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、

かつ、守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守すること。

- (8) 参加表明書提出後にプロポーザルに参加しないこととした場合は、書面により参加辞退を表明すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

19 事務局

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町教育委員会学校教育課学校教育係

TEL:089-985-4134 FAX:089-985-4149

E-mail : 412gkyoiku@town.masaki.ehime.jp